（過去勤務期間の通算の申出）

第五十三条　過去勤務期間の通算の申出は、共済契約の被共済者となるべき全ての者（法第三十一条の二第一項及び第三十一条の三第一項の規定による申出に係る共済契約の被共済者を除く。）について、それぞれ、次に掲げる事項を記載した書類を機構に差し出してしなければならない。

一～三　（略）

（共済契約の申込みに関する特例等）

第六十九条の五　（略）

2・3　（略）

4　機構は、法第三十一条の二第一項の申出を行う事業主に対しては、法第二十三条第一項の規定及び第四十五条の規定にかかわらず、法第二十三条第一項の規定による掛金負担軽減措置（第四十五条の加入促進のための掛金負担軽減措置に限る。次項において同じ。）を適用しないものとする。

5　（略）

（令第九条第三項の厚生労働省令で定める者）

第六十九条の七　令第九条第三項の厚生労働省令で定める者は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三十六条第一項の申出に係る被共済者とする。

（他の通算を併用している被共済者に係る退職金等の額）

第六十九条の八　確定給付企業年金法附則第二十八条第三項又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項若しくは同条第八項の規定の適用を受ける被共済者のうち、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る共済契約の被共済者であるもの（次項において「特定被共済者」という。）に係る退職金の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項、第三十一条の二第三項及び第七項、確定給付企業年金法附則第二十八条第三項並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項及び第八項の規定にかかわらず、確定給付企業年金法附則第二十八条第三項又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項若しくは第八項の規定により算定される退職金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

一・二　（略）

2　特定被共済者が、法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項若しくは第四項又は令第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける場合における退職金の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十

の期間につき、当該残余の額に対し、年一パーセントの利率に当該厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額。

（過去勤務期間の通算の申出）

第五十三条　過去勤務期間の通算の申出は、共済契約の被共済者となるべき全ての者（法第三十一条の二第一項の規定による申出に係る共済契約の被共済者を除く。）について、それぞれ、次に掲げる事項を記載した書類を機構に差し出してしなければならない。

一～三　（略）

（共済契約の申込みに関する特例等）

第六十九条の五　（略）

2・3　（略）

4　機構は、法第三十一条の二第一項の申出を行う事業主に対しては、法第二十三条第一項及び第四十五条の規定にかかわらず、法第二十三条第一項の規定による掛金負担軽減措置（第四十五条の加入促進のための掛金負担軽減措置に限る。次項において同じ。）を適用しないものとする。

5　（略）

（令第九条第三項の厚生労働省令で定める者）

第六十九条の七　令第九条第三項の厚生労働省令で定める者は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三十六条第一項の申出に係る被共済者とする。

（他の通算を併用している被共済者に係る退職金額等）

第六十九条の八　確定給付企業年金法附則第二十八条第三項（同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項（同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは同条第八項（同条第九項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る共済契約の被共済者（次項において「特定被共済者」という。）である場合における退職金等の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項、第三十一条の二第三項及び第七項、確定給付企業年金法附則第二十八条第三項並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項及び第八項の規定にかかわらず、確定給付企業年金法附則第二十八条第三項又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項若しくは第八項の規定により算定される退職金等の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

一・二　（略）

2　特定被共済者が、法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項若しくは第四項又は令第十五条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける場合における退職金等の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三

する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数を合算して得た月数に相当する期間